

福島県立医科大学附属学術情報センター図書館・展示館管理細則

(平成18年4月1日細則第24号)

一部改正 平成25年7月1日細則第10号

一部改正 令和3年4月1日細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、福島県立医科大学附属学術情報センター規程第5条の規定に基づき学術情報センター（以下「センター」という。）に設置する図書館及び展示館の管理に関する事項を定める。

(目的)

第2条 図書館及び展示館は、福島県立医科大学の教職員、学生等が必要とする学術情報の収集、整理、保存、展示並びに提供を行うことを目的とし、併せて県民等の利用にも供する。

(図書館の開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、福島県立医科大学学則第8条に規定する休業日のうち、春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間（以下「休業期間」という。）における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学術情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(展示館の開館時間)

第4条 展示館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、視聴覚教育室の開室時間は、第3条及び第6条の規定によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館及び展示館の休館日は、次に掲げる日とする

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、臨時に休館することができる。

(図書館の開館時間外利用)

第6条 図書館の開館時間外利用（以下「時間外利用」という。）をすることができる日及び時

間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日（第三号に掲げる日を除く。） 午前6時から開館時刻まで、及び閉館時刻から午後11時までとする。ただし、試験期間は必要に応じて、午前6時から開館時刻まで、及び閉館時刻から午後12時までとすることができる。
  - (2) 日曜日及び土曜日（第三号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後7時まで、ただし、試験期間は必要に応じて、午前9時から午後9時までとすることができる。
  - (3) 祝日法に規定する休日 午前9時から午後7時まで、ただし、試験期間は必要に応じて、午前9時から午後9時までとすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日は、時間外利用は行わない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（その他）

第7条 この細則に定めるもののほか、図書館及び展示館の管理に関し必要な事項は、福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会図書・展示部会（以下「部会」という。）の議を経て、センター長が定める。ただし、軽微な事項又はあらかじめ部会が認めたものについては、部会の議を経ないでセンター長が定めることができる。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。